

白梅学園大学 民秋 言

1. 保育所保育の特性として、「養護と教育が一体」となって保育がすすめられていくことを確認。
2. 「保育の内容」は、発達過程区分ごとに捉える。
3. 「保育の内容」は、[目標→ねらい→内容]という順に具体化される構造をもつ。
4. [ねらい]は、「子どもの自発的、主体的な活動を保育士が援助することにより、『子どもが身につけることが望まれる心情・意欲・態度など』」である。「心情・意欲・態度」は、子どもの遊びや課題、生活への取り組みを示したものと解されるが、その具体的内容の把握は幼稚園教育要領にかりることとなる。また、次にみる五領域も視野に入れておく必要がある。
5. [内容]は[ねらい]が具体化されたものであり、さらに、五領域（健康・人間関係・環境・言葉・表現）ごとに説明されていくものである。
6. 「養護」は子どもの「生命の保持と情緒の安定」＝「健康・安全で情緒の安定した生活の保障」をはかるいとなみであり、「教育」を基礎的に支えるものである。
7. 「養護」は、現行3章から10章（発達過程区分Ⅰ～Ⅷ）に示され、とくに7章からは「基礎的事項」として扱われている。どの発達過程区分においても、養護は教育の基礎となるものであるから、一まとめに示すことが望ましい。
8. 「内容」は、五領域ごとに捉えられるが、これは子どもの園生活における活動・体験、それにもとづく発達（育ち）を説明したものである。
9. 領域ごとの内容は、子どもの体験・活動、育ちを示すわけであるから、記述の主語は「子ども」である。
10. 体験・活動、それに基づく育ちは、「～ができる」というより、むしろ「～をする」「～をやってみる」、「～をやろうとする」として捉えるべきであり、さきの心情・意欲・態度の視点から考えていくことが適当である。
11. 五領域は、子どもの活動においては相互に関連をもつものであり、後で述べるように、保育士による援助の相互（総合）性にも関わるものである。
12. 「教育」の目的は、つぎの4項目で説明できよう。
 - a 健全な心身の発達を助長する。
 - b 生涯にわたる人間形成の基礎をつくる。
 - c 生きる力の基礎をつくる。
 - d 豊かな人間性をもった子どもを育成する。
13. 「教育」は、五領域にみる活動や体験を通して子どもが育つ（発達する）ことを援助するいとなみである。
14. 保育士の援助は、具体的には「配慮事項」として示される。
15. 今次改定の課題である「食育」並びに「協同的学び」は、現行指針にすでに組み込まれている。内容をより充実させる検討は求められる。